

労働者派遣事業に関する情報公開について

2025年7月1日

株式会社 第一コンピューターソース

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

直近年度の事業年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

● 基本情報

相談窓口	管理本部 大橋 淳史
問い合わせ先	052-204-1411
教育訓練の内容	コンピュータシステムの基礎研修,問題解決研修,OJT指導者研修,要件定義研修,新任主事研修,プロジェクトマネジメント研修,提案技法研修,チームビルディング研修
その他福利厚生制度	年次有給休暇,積立保存休暇,特別休暇,慶弔見舞金・弔慰金制度,退職金制度,確定拠出年金,社員持株会,独身寮,クラブ活動

● 浜松（浜松市中区伝馬町312番地32 MIテラス浜松7階）

派遣労働者の数	6名
派遣先事業所の数	3事業所
派遣料金の平均額(8時間あたり)	37,198円
派遣労働者の賃金の平均額(8時間あたり)	18,064円
マージン率	51.44%

● 労使協定について

労使協定	締結済
労使協定の対象者となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日